

議案第10号

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険条例（昭和47年南風原村条例第60号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の出産に係る南風原町国民健康保険条例第8条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。